

日本遺産ストーリーロゴマーク活用商品開発等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 日本遺産いご鎌倉協議会は、日本遺産ストーリーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を活用し商品開発等する団体等への補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 日本遺産ストーリーの理解促進に向け、ロゴマークを活用した新たな商品開発等を行うことにより、日本遺産の認知度向上及び日本遺産を活用した地域活性化を推進することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所又は住所を有し、鎌倉市の観光振興に関わる事業者又は団体等（飲食業者、宿泊業者、食品製造業者、観光施設等運営事業者、商工団体、地域団体、NPO 法人等をいう。）
- (2) その他、会長が適当と認める事業者又は団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、交付対象者とししない。

- (1) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年鎌倉市条例第11号）第2条に規定する暴力団員等
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (3) 公序良俗に反する業務を行っている者
- (4) その他本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと会長が判断する者

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、ロゴマークを活用した商品本体やパッケージデザイン等で、次に掲げる事業とする。

- (1) ロゴマークを活用した新規の日本遺産関連商品を開発し、又は製作する事業
- (2) 既存商品の一部を変更し、ロゴマークを活用して日本遺産関連に商品化する事業

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業に対し他の補助金等の交付を受けている場合は、交付対象事業とししない。

3 交付対象事業は、第8条に規定する交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

(交付対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 印刷製本費
- (2) 開発費
- (3) デザイン費
- (4) 原材料費

(5) その他事業実施に必要と認められる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、交付対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1事業当たり20万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日本遺産ストーリーロゴマーク活用商品開発等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業開始日の14日前までに会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 見積書等

(4) その他会長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、同一の交付対象者について、1年度につき1回限りとする。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、日本遺産ストーリーロゴマーク活用商品開発等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、やむを得ない事情により交付の決定を受けた補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、日本遺産ストーリーロゴマーク活用商品開発等補助金交付変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に変更、中止又は廃止の内容を明らかにする書類を添えて会長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更、中止又は廃止の承認申請があったときは、これを審査し、日本遺産ストーリーロゴマーク活用商品開発等補助金交付変更(中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、日本遺産ストーリーロゴマーク活用商品開発等補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。なお、実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(1) 事業実績報告書(様式第8号)

(2) 事業収支決算書(様式第9号)

(3) 成果物(サンプル)

(4) 領収書の写し

(5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 会長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、日本遺産ストーリーロゴマーク活用商品開発等補助金確定通知書（様式第 10 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第 12 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、日本遺産ストーリーロゴマーク活用商品開発等補助金精算払請求書（様式第 11 号）に会長が必要と認める書類を添えて会長に提出しなければならない。

(帳簿等の保管)

第 13 条 補助事業者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(成果等の発表)

第 15 条 補助事業者は、会長が当該補助事業の成果等を公表しようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 22 日から施行する。